

## 附属書四（第七章関係） 現行及び将来の措置に関する留保

1 各締約国の表は、当該締約国が付する留保について、第八十条1及び2の規定に従って記載するものである。星印（\*）を付した留保は、第七十五条、第七十六条又は第七十九条1の規定によって課される義務に適合しない現行の措置に関するものである。星印（\*）を付していない留保は、第七十五条、第七十六条又は第七十九条1の規定によって課される義務に適合しない措置であって新たな若しくは一層制限的なものを採用することができる個別的分野、小分野又は活動に関するものである。ただし、星印（\*）を付していない分野、小分野又は活動に関するいかなる現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用も、当該分野、小分野又は活動に記号（+）を付する場合を除くほか、第八十条4に定める既存の投資家及び既存の投資財産に対し、そのような改正若しくは修正又は採用の直前に当該既存の投資家及び既存の投資財産に適用される措置よりも更に制限的なものであつてはならない。

2 留保には、適用がある場合には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。
- (g) 透明性の観点から明示する措置。「透明性の観点から明示する措置」には、可能な範囲内で、透明性及び例示の観点からのみ、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を明示する。
- (h) 現行の措置の概要。「現行の措置の概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- (i) 留保の概要。「留保の概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第七章の関連規定に照らし、かつ、次の(a)及び(b)の規定に従って解釈する。

(a) 星印(\*)を付した留保については、「現行の措置」がその他のすべての事項に優先する。

(b) 星印(\*)を付していない留保については、「留保の概要」がその他のすべての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

(b) 「I S I C」とは、国際連合経済社会理事会により千九百四十八年八月二十七日に採択され、千九百八十九年五月二十二日に改正された全経済活動の国際標準産業分類をいう。産業分類番号は、例示の観点から付するものとする。

日本国の表

一	分野 小分野 産業分類	農林水産業(植物育成者権)* J S I C 〇一一九 その他の耕種農業
---	-------------------	---

留保の種類	政府の段階	現行の措置	の概要
J S I C ○二四三 山林種苗木生産サービス業			
J S I C ○四一三 藻類養殖業			
J S I C ○四一五 種苗養殖業			
内国民待遇（第七十五条）			
最恵国待遇（第七十六条）			
中央政府			
種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条			
		<p>日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>	

三	二	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要	
熱供給業* J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇 (第七十五条) 中央政府	預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 中央政府 内国民待遇 (第七十五条) J S I C 六二二 銀行 (中央銀行を除く。) J S I C 六二一 中小企業等金融業 中央政府 預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第二条	(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護 (その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。) を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

	四
<p>現行の措置</p> <p>現行の措置の概要</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条  対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条  外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>現行の措置</p> <p>現行の措置の概要</p> <p>情報通信業</p> <p>電気通信業*</p> <p>J S I C 三七二一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七四一 電気通信に附帯するサービス業</p> <p>内国民待遇（第七十五条）</p> <p>中央政府</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p> <p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない者</p> <p>(b) 外国政府又はその代表者</p> <p>(c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>

六	五
分野 小分野	分野 小分野 産業分類
<p>製造業 医薬品製造業*</p>	<p>情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業* J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二二 長距離電気通信業 J S I C 三七二九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七三一 移動電気通信業 J S I C 四〇一 一 インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七二一、三七二二、三七二九、三七三一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

	七
産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要	分野 小分野 産業分類
<p>J S I C 一七六三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>	<p>製造業 皮革及び皮革製品製造業* J S I C 一二五七 毛皮製衣服・身の回り品製造業 J S I C 一二五九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一七九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 二〇二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二一一 なめし革・同製品・毛皮製造業 J S I C 三二三四 運動用具製造業 注1 J S I C 一二五九又は三二三四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。</p>

九	八	
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要	留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要
鉱業*	船舶の国籍に関する事項* 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	注2 J S I C一七九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要	十 分野 小分野 産業分類
<p>小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要</p> <p>J S I C 〇五 鉱業 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第十七条及び第八十七条 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>	<p>石油業*</p> <p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一八一 石油精製業 J S I C 一八二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一八四一 舗装材料製造業 J S I C 一八九九 他に分類されない石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） J S I C 四七二 冷蔵倉庫業 J S I C 五二三 石油卸売業 J S I C 六〇三一 ガソリンスタンド J S I C 六〇三二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p>

十一	
分野 小分野 産業分類	留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要
<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、二十九の項で規定されているものを除く。）*</p> <p>J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業</p>	<p>J S I C 九〇九九 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>注1 J S I C 一八四一、一八九九、四七一、四七二一又は六〇三二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 九〇九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第七十五条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>

十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置
J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六二二四 農業協同組合 J S I C 六二二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 七九一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、二十九の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	警備業* J S I C 九〇六一 警備業 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする

	十三	の概要
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要	外国投資家について適用する。  運輸業 航空運輸業* J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第七十五条） 最恵国待遇（第七十六条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行う とする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請 する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)

十四	分野 小分野 産業分類 留保の種類	<p>から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人          航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者及びこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)の法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。</p> <p>運輸業          航空運輸業*          J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）          内国民待遇（第七十五条）</p>
----	----------------------------	--

十五	
分野	<p>政府の段階          現行の措置          現行の措置の概要</p>
運輸業	<p>中央政府          外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条          対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条          航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行うとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

十六	分野 小分野 産業分類 留保の種類	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）＊ 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）＊ J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第七十五条） 最恵国待遇（第七十六条）
----	----------------------------	--

十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）* J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第七十五条） 最恵国待遇（第七十六条） 中央政府	政府の段階 現行の措置 現行の措置の概要 中央政府 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
----	-------------------------------------	--	---

十八		
	<p>現行の措置</p> <p>現行の措置の概要</p>	<p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>
<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p>	<p>運輸業</p> <p>鉄道業*</p> <p>J S I C 四二 鉄道業</p> <p>J S I C 四八五一 鉄道施設提供業</p> <p>内国民待遇（第七十五条）</p> <p>中央政府</p>	

	<p>現行の措置 の概要</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道 業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易 法に基づく事前届出は必要とされない。</p>
<p>十九</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 現行の措置 の概要</p>	<p>運輸業 道路旅客運送業* J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への 投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両 の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら の製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされな い。</p>

二十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階	運輸業 水運業* J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
二十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階	運輸業 水運業* 内国民待遇（第七十五条） 最恵国待遇（第七十六条） 中央政府

	<p>現行の措置 現行の措置 の概要</p>	<p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>
<p>二十二</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 の概要</p>	<p>上水道業* J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第七十五条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>
<p>二十三</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階</p>	<p>すべての分野+ 内国民待遇（第七十五条） 中央政府及び地方政府</p>

	二十四
留保の概要  透明性の観点から明示する措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 留保の概要
<p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行うことができる。</p> <p>(a) マレーシアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) マレーシアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>	<p>すべての分野+</p> <p>内国民待遇（第七十五条） 中央政府及び地方政府</p> <p>指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売が、これらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日</p>

二十六	二十五	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 留保の概要 透明性の観点から明示する措置	透明性の観点から明示する措置
航空宇宙産業 航空機産業＋ 宇宙開発産業＋	すべての分野＋  内国民待遇（第七十五条） 最恵国待遇（第七十六条） 中央政府及び地方政府 補助金については、マレーシアの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。

産業分類	留保の種類 政府の段階 留保の概要 透明性の観 点から明示
J S I C 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	<p>内国民待遇（第七十五条）</p> <p>中央政府及び地方政府</p> <p>日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>
J S I C 二七四 電子応用装置製造業	
J S I C 二七五 電気計測器製造業	
J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業	
J S I C 二八 情報通信機械器具製造業	
J S I C 二九 電子部品・デバイス製造業	
J S I C 三〇四 航空機・同附属品製造業	
J S I C 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部品・附属品製造業	
J S I C 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業	
J S I C 八七一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）	
J S I C 八七二 電気機械器具修理業	<p>注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一又</p> <p>は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。</p>
J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一又	
は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。	
内国民待遇（第七十五条）	
中央政府及び地方政府	
日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条	
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	
は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。	
注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一又	

する措置	二十七 分野 小分野 産業分類
	<p>           武器・火薬産業            武器産業＋            火薬類製造業＋         </p> <p>           J S I C 一七九一 火薬類製造業            J S I C 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業            J S I C 二七四 電子応用装置製造業            J S I C 二七五 電気計測器製造業            J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業            J S I C 二八 情報通信機械器具製造業            J S I C 二九 電子部品・デバイス製造業            J S I C 三〇三 船舶製造・修理業、船用機関製造業            J S I C 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業            J S I C 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業            J S I C 三二八一 武器製造業            J S I C 八七一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）            J S I C 八七二 電気機械器具修理業         </p> <p>           注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、武器産業に関連するものに限         </p>

	二十八
留保の種類 政府の段階 留保の概要 透明性の観点から明示 する措置	分野 小分野 産業分類
<p>られる。</p> <p>内国民待遇（第七十五条） 中央政府及び地方政府 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>エネルギー産業 電気業＋ ガス業＋ 原子力産業＋</p> <p>J S I C 〇五一九 その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） J S I C 二四九一 核燃料製造業 J S I C 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 J S I C 二七四 電子応用装置製造業 J S I C 二七五 電気計測器製造業 J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業 J S I C 二八 情報通信機械器具製造業</p>

透明性の観点から明示する措置	留保の種類	留保の段階	留保の概要
	<p>J S I C 二九 電子部品・デバイス製造業</p> <p>J S I C 三〇三 船舶製造・修理業、船用機関製造業</p> <p>J S I C 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業</p> <p>J S I C 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業</p> <p>J S I C 三三一 電気業</p> <p>J S I C 三四一 ガス製造工場</p> <p>J S I C 三四二 ガス供給所</p> <p>J S I C 三四一三 ガス事業所（本社、営業所等）</p> <p>J S I C 八七一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）</p> <p>J S I C 八七二 電気機械器具修理業</p> <p>注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに 限られる。</p>	<p>内国民待遇（第七十五条）</p> <p>中央政府及び地方政府</p>	<p>留保する。</p> <p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>

二十九	分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業+	
産業分類	J S I C 〇三一 海面漁業	
	J S I C 〇三二 内水面漁業	
	J S I C 〇四一 海面養殖業	
	J S I C 〇四二 内水面養殖業	
	J S I C 八四九三 遊漁船業	
留保の種類	内国民待遇（第七十五条） 最恵国待遇（第七十六条）	
政府の段階	中央政府及び地方政府	
留保の概要	<p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を 採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の 活動を含む。</p>	
	(a) 水産資源の採取を伴わない調査	
	(b) 集魚	
	(c) 漁獲物の保蔵及び加工	
	(d) 漁獲物及びその製品の輸送	
	(e) 漁業に使用される他の船舶への補給	

三十一	分野	土地取引に関する事項+
三十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 留保の段階 政府の段階 留保の概要 透明性の観点から明示する措置	情報通信業 放送業+ J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇（第七十五条） 中央政府及び地方政府 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三
	透明性の観点から明示する措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

	三十二
小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 留保の概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 留保の概要
内国民待遇（第七十五条） 最恵国待遇（第七十六条） 中央政府及び地方政府  日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、マレーシアにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもつて日本国におけるマレーシアの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス＋  内国民待遇（第七十五条） 最恵国待遇（第七十六条） 中央政府及び地方政府  日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業

	<p>透明性の観点から明示する措置</p>
<p>サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	

(マレーシアの表は省略)